

会 議 録

会議名 (付属機関等名)	令和元年度 第1回川西市介護保険運営協議会 「介護保険料・地域包括支援センター・地域密着型サービス等施設部会」		
事務局(担当課)	福祉部 介護保険課		
開催日時	令和元年5月23日(木)14:00~15:10		
開催場所	キセラ川西プラザ 福祉棟2階共用会議室C及びD		
出席者	委員	大塚保信、上農哲朗、田中公宏、市場大輔、毛利洋子、白石美智子	
	その他		
	事務局	福祉部 山元部長 山本副部長 介護保険課 福丸課長 松永課長補佐 山本主査 地域包括支援センター貞松所長	
傍聴の可否	可	傍聴者数	1人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1.開会 2.報告事項 小規模多機能型居宅介護 錦麓荘について 3.協議事項 (1)川西市介護保険における第1号保険料の低所得者軽減強化について (2)令和元年度川西市地域密着型サービス事業者公募について 4.その他 5.閉会		
会議結果	別紙審議経過のとおり		

審議経過

事務局

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第1回川西市介護保険運営協議会「介護保険料・地域包括支援センター・地域密着型サービス等施設部会」を開催いたします。

私は、本日司会を務めます福祉部介護保険課課長補佐の松永でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、委員の皆様方には何かとご多忙のところ、ご参集を賜り誠にありがとうございます。

まず始めに、本日が今年度の第1回目の川西市介護保険運営協議会ということですが、4月1日付で事務局職員に異動がございましたので、ご挨拶させていただきます。

自己紹介（部長 副部長 課長 所長 山本主査）

では、これ以後の議事進行につきましては、大塚部会長により進めていただきますようよろしくお願い申し上げます。

部会長

会議の開催にあたり、委員の出席について、確認させていただきます。

本日、ご出席をいただいておりますのは、委員8名中6名でございます。よって、「川西市介護保険運営協議会規則第3条第4項」の規定に基づき、本日の協議会は成立しております。

本日も皆様の活発なご意見をお願いいたします。

傍聴の方はおられますか？

事務局

現在1名の方にお越しいただいております。

部会長

わかりました。本日の資料を事務局より確認をお願いいたします。

事務局

それでは、資料の確認をさせていただきます。まず本日の会議の次第としまして、『令和元年度第1回川西市介護保険運営協議会「介護保険料・地域包括支援センター・地域密着型サービス等施設部会」次第』、次に事前にお送りしています資料として、右上に「資料1」と印刷された「川西市介護保険における第1号保険料の低所得者軽減強化による影響」、同じく右上に「資料2」と印刷された「令和元年度川西市地域密着型サービス事業者公募要項」、続いて、当日配布資料として、右上に「資料3」と印刷された「小規模多機能型居宅介護 錦麓荘について」の以上、4点でございます。事前送付資料につきましては、予備を用意しておりますので、お持ちでない方はお申し付けください。

部会長

皆さん、資料4点ということですがお手元にお揃いでしょうか。

それでは、会議次第に従いまして、次第の2 報告事項「小規模多機能型居宅介護 錦麓荘について」、事務局よりご説明よろしく申し上げます。

事務局

報告事項でございます。

「小規模多機能型居宅介護 錦麓荘について」ご説明いたします。

錦麓荘につきましては、平成29年度の地域密着型サービス事業者公募によりお申込みがあったもので、同年11月に本部会にて指定候補事業者を選定していただいたものでございます。

設置主体は、市内で介護保険制度発足当初から特別養護老人ホーム湯々館を運営しておられます社会福祉法人盛幸会で、平成 31 年 3 月 30 日から事業所を開設しておられますので、本部会にて報告させていただくものでございます。

小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心といたしまして、「訪問」、「宿泊」を一つの事業所で組み合わせて利用することができるサービスとなっております。ご利用にあたりましては、事業所への登録が必要となりまして、定員は 29 名でございます。そのうち、宿泊の定員は 9 名となっております。なお、利用料金につきましては、1 回ごとの料金ではなく、月額料金となっていることも特徴となっております。

お配りしております「資料 3」におきまして、施設の概要を、また、施設の外観や内装につきましてはパンフレットを合わせてお配りしておりますのでご確認いただきますようお願いいたします。また、利用料金の一覧表も合わせてお配りいたしておりますので、ご参照ください。

簡単ではございますけれども、「小規模多機能型居宅介護 錦麓荘について」のご説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

部会長

はい。ありがとうございました。ただいま、「小規模多機能型居宅介護 錦麓荘について」のご説明は終わりました。ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

委員

地元なのですが、今、もう満員ですか。

事務局

現在の登録状況は 10 名です。6 月に 2 名登録予定ですので 12 名になるということで、まだ余裕がある状況です。

委員

利用する際はケアマネジャーを通すのですか。

事務局

小規模多機能型居宅介護というサービスは普通の在宅のサービスだとケアマネジャーがつくのですが、多機能というのが「通い」や「訪問」を一体的に提供するサービスであり、ケアマネジャーも錦麓荘の方でつく形となりますので、錦麓荘にご連絡いただきますようお願いいたします。

部会長

施設のまわりの雰囲気はどのような環境ですか。

委員

場所は西多田というところにあり、山手に隣接した麓にあります。国道やバス停が近くにありません。

部会長

今後、利用が増えるということでしょうか。

着々と増えるのではないですか。

この地域は高齢化率が高いとか、何か特徴があるのでしょうか。

事務局

日常生活圏域の明峰圏域につきましては、7 期の計画策定時点の数字ですけれども、高齢化率 33% で、市内でも比較的高い方になるかと思われます。

ちなみに、平成 31 年 3 月末の市内の平均高齢化率は 31% ですので、少し高めということですね。

これからも増えるのではないのでしょうか。

部会長

他にご質問等もないようですので、報告事項「小規模多機能型居宅介護 錦麓荘について」は終わります。

それでは次に、次第の3 協議事項1の「川西市介護保険における第1号保険料の低所得者軽減強化について」、事務局より説明を賜ります。よろしくお願いいたします。

事務局

それでは、協議事項1項目めの「川西市介護保険における第1号保険料の低所得者軽減強化について」ご説明いたします。

第1号被保険者の保険料につきましては、平成26年の介護保険法一部改正によりまして、低所得の高齢者の保険料負担の軽減を強化するため、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入する仕組みが創設されておりまして、現在は、市民税非課税世帯のうち、最も所得の低い第1段階の保険料について、本来の保険料率である「0.50」を「0.45」に軽減する措置を実施いたしております。

今般、国では、10月に予定されております、消費税率の10%への引き上げに伴いまして、低所得者の保険料のさらなる軽減強化を図るため、本年度以降の保険料について、第1段階の軽減幅を拡大するとともに、第2段階及び第3段階についても新たに軽減強化を実施するため、介護保険法施行令を改正し、4月1日から施行されているところでございます。

介護保険料につきましては、政令の定める基準に従って、条例で定めるところにより算定することとされておりますので、本日は、今般の政令改正を受けました、本市における具体的な保険料率について、ご協議をお願いしたいと考えております。

それでは、「資料1 川西市介護保険における第1号保険料の低所得者軽減強化による影響」の資料をご覧ください。

本市における2019年度（平成30年度）から2021年度（令和2年度）までの保険料基準額は、年間で、56,280円となっております。

本市では、資料の下段に図で表していますように、所得水準に応じ、13段階の保険料段階を設けており、負担割合を表す保険料率を基準額に乗じることで段階別の保険料額を算定する仕組みとなっております。

資料左上の「軽減実施後の段階別年間保険料」の表をご覧ください。

一番左側の欄が、平成30年度の段階別保険料率と年間保険料でございます。また、一番右側の欄には、消費税増税に伴う軽減強化が完全実施をされます令和2年度の段階別保険料率と年間保険料の予定額を記載いたしております。

太線で囲んでいる真ん中の欄が、今年度の保険料率と年間保険料となりますけれども、今年度につきましては、消費税率の改定が10月からであることに鑑みまして、来年度以降の軽減強化完全実施時における軽減額の半分の額を減額するとの考え方に基づいて、各段階の保険料率を定めるといたしております。

すなわち来年1年間は、消費増税の影響を見込んだ軽減を行いますけれども、今年度は10月からですので、半年分の増税に伴う影響を緩和するための軽減を実施しようとする考え方であります。

具体的に申しますと、第1段階につきましては、平成30年度の料率「0.45」と令和2年度の予定料率「0.3」との中間となります「0.375」、年額にして、昨年度より4,221円の減額となる21,105円に、第2段階については、同様に「0.7」と「0.5」の中間となる「0.6」、年額にして、昨年度より

5,628 円の減額となる 33,768 円に、第 3 段階につきまして、同様に「0.75」と「0.7」の間となる「0.725」、年額にして、昨年度より 1,407 円の減額となる 40,803 円としようとするものでございます。

なお、下段の図では、段階ごとの保険料率の水準を図で表しておりますが、第 1 段階から第 3 段階までにつきましては、今年度の軽減幅を下向きの矢印で表しております。

また、軽減の対象となる被保険者数は、第 1 段階から第 3 段階までの合計で 14,708 人、軽減される保険料の総額は約 57,841 千円となっております。この軽減に伴う財源につきましては、国が 1/2、県と市がそれぞれ 1/4 ずつを負担することとなっております。

最後に、今後の予定でございますが、本日の部会におきまして、ご説明した軽減強化案をご了承いただけるようございましたら、6 月 6 日(木)に開会予定の市議会定例会に介護保険条例の改正案と補正予算案を提出し、議決いただいたのち、7 月の当初賦課から、保険料の減額を実施したいと考えております。

協議事項 1「川西市介護保険における第 1 号保険料の低所得者軽減強化について」の説明は以上でございます。よろしくご協議くださいますよう、お願いいたします。

部会長

ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、どうしてもこの会議は数字の提示があがってきますが、短時間で理解しにくい点があるかもしれませんが、とてつご丁寧な説明だったため、お分かりかと思われませんが、不明な点、ご質問などはありませんか。

今年度は少し緩やかに軽減されるということですね。

川西市は保険料が安いですね。高齢化率が高いとそれに伴って保険料が高くなるものですが、いろいろな要件があるのでしょうか、それを分析するというのはずいぶん時間がかかることとなるのでしょうか、保険料が低いということはよいことです。この状況が続けばよいです。

委員

きっちりと計算されて提示された資料だと思いますが、数字を見ているだけではわかりにくい。

部会長

なかなか資料を読み込むことは、むずかしいですね。いろいろ精査された資料であり、大きな間違いがないと思われます。

他にご質問等もないようですので、協議事項の 1「川西市介護保険における第 1 号保険料の低所得者軽減強化について」は異存がないということですが、よろしいでしょうか。

ご賛同いただけましたので、ありがとうございました。

それでは、次に協議事項の 2「令和元年度川西市地域密着型サービス事業者公募」につきまして、事務局の方からご説明を賜った後、ご意見をお聞きいたしますのでよろしくご願ひいたします。

事務局

それでは、協議事項 2 点目の「令和元年度川西市地域密着型サービス事業者公募について」、ご説明いたします。

現在の第 7 期介護保険事業計画では、介護保険サービスの提供基盤の充実を図るため、「特定施設入居者生活介護 50 人分」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「看護小規模多機能型居宅介護」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」をそれぞれ 1 か所整備することといたしております。

このうち、「看護小規模多機能型居宅介護」につきましては、昨年度、本部会におきまして、指定候補事業者を選定いただき、現在、事業者による施設整備が行われているところでございます。

今年度は、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」について、指定候補事業者の公募を行おうとするものでございます。

それでは、事前にお送りいたしました「資料 2 令和元年度川西市地域密着型サービス事業者公募要項」に沿って、その概要をご説明いたします。

1 ページの「2 公募するサービスの種類等」をご覧ください。

今回公募しようとするサービスのうち、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」につきましては、施設が未整備となっております明峰、多田、緑台、清和台、東谷の各圏域のうち 1 圏域で整備しようとする事業者を公募いたします。また、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」については、未整備となっております緑台圏域で整備しようとする事業者を公募いたします。

次に、2 ページの「4 応募条件」をご覧ください。

公募する施設は、今年度中の整備完了を目標といたしますけれども、今後のスケジュールによりまして、年度内の整備が困難な場合は、来年度に繰越も可能となっております。

また、事業の継続性を確保する観点から、整備する土地及び建物については、整備法人が所有することを原則といたしますけれども、賃貸借による場合は、20 年以上の期間で更新条項があることを必要とする条件としております。

次に 3 ページをご覧ください。

「3 指定候補事業者の選定方法」でございます。従前同様、本部会において応募書類の審査並びに整備予定地等の確認、プレゼンテーションやヒアリングの内容に基づく総合的な審査を行っていただき、部会での審査結果を踏まえまして、市長が候補事業者を決定するといった手続きを予定しております。

次に、少し跳びますが、9 ページをお開きください。

「公募のスケジュール等」でございます。

本日、お示ししております公募要項についてご了承いただけましたら、8 月 1 日から 11 月 29 日までの間、公募要項の配布等を行ってまいりたいと思っております。

この間、公募説明会を 9 月 25 日に、公募要項についての質問を 11 月 11 日から 15 日まで受け付け、その回答を 11 月 22 日に行い、11 月 25 日から 29 日まで、応募を受け付けることといたしております。

その後、12 月下旬に本部会を開催いただき、審査を行っていただいたうえで、1 月上旬を目途に候補事業者の選定結果をお知らせしたいというふうに考えております。

以上簡単ではございますけれども、協議事項 2 点目「令和元年度川西市地域密着型サービス事業者公募について」の説明とさせていただきます。よろしくご協議くださいますよう、お願いいたします。

部会長

ご説明ありがとうございました。「令和元年度川西市地域密着型サービス事業者公募について」の説明は終わりました。

何か大きなご指摘とか間違い、あるいはご意見がありましたら承ります。

従来からたびたび行っているもので、慣例に沿ってやっているものですが、これをもう少しこうやったらというような特別なご意見がありましたらありがたいです。

委員

公募要項に書かれている1ページの表の「サービス種別及び募集施設数」と書かれている「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」のイメージが非常に分かりにくいのですが、私たちにしたら、デイサービスとか特養とかグループホームなど、そういう捉え方で理解しているのですが、こういう書き方をされるとちょっとどういう施設なのか、すいません、すごくわかりにくいです。

部会長

ご指摘よくわかりました。あくまでも公募要項でございますので、正式な名称を記載することとなりますが、たしかにわかりにくいかもしれませんね。もしよければ、わかる範囲でご説明いただければ、委員になられてまだ在籍が新しくということでもありますのでわかる範囲でご説明願います。

事務局

介護保険法で、いろいろなサービス種別が決まっています、その種別の一つになるのですが、今回募集をしようとしています「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と申しますのは、比較的重度な方を始めとした、要介護認定者の在宅での生活を支援するために日中や夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら短時間の定期巡回型の訪問ですとか必要に応じて、随時の対応を行うサービスです。

委員

それがわからないのです。

事務局

もう少し詳しくご説明すると、まず、定期巡回とついていきますから、まず朝、見に行きます。それは、ヘルパーさんが行きます。次に昼に行きます。晩に行きます。という形で必要があれば、ヘルパーが行くのが訪問介護。看護とついてるのが、看護師さんが定期的に行く。先ほど申し上げた定期の時間に必要があれば行くのが、定期巡回の介護と看護となります。それともう一つ、随時対応というのは、定期的に行く以外に、どうしても来てほしい、何かあった時にすぐに対応してもらえないかと連絡をすると、ヘルパーさんや看護師さんが対応してくれる、訪問して行って対応してくれる形になっています。ですので、定期的に1日のうちにこの時間に行くというのと何かあった時に駆けつけて来てくれるというのが組み合わせだったサービスのことです。それがヘルパーさんと看護師さんが対応してくれる、24時間対応サービスです。ですので、デイサービスなら朝から夕方までとなっていますが、これは24時間対応できるものです。

委員

ヘルパーさんが来られるのと、看護師さんが来られるのが別々の事業所から来られるのを一体に組み合わせたというやり方なのですか。

施設の中にヘルパーさんと看護師さんがワンセットでいていただいて、そこから来ていただくということですか。

事務局

そういうイメージです。定期巡回型という施設がございましてそこから派遣していただくということです。

委員

介護度が高い方ですか。

事務局

そうですね。主に重度で寝たきりに近い方や寝たきりの方々、そういった方々を在宅で見るための施設となります。

委員

訪問看護ステーションから訪問看護師に来てもらっていた。ヘルパーさんの所属しているところは、別でお願いしていた。一つの中にヘルパーさんと看護師さんがいていただくような施設を造るということですか。

事務局

はい。そうです。ですので、24時間施設を造りますから、新たに24時間施設を造るというイメージよりも今24時間やっている施設、例えば特養であったり、有料老人ホームであったり、そういったところに付加価値としてつけていくという形が主に多いところであります。ですので、これだけ単体で造るというよりも24時間やっている施設のところに上乗せでつくることが大体多いです。

委員

1ユニット10人と書かれていますが。

事務局

この1ユニット10人は地域密着型介護老人福祉施設のことで、小規模の特別養護老人福祉施設のことです。

普通の特別養護老人ホームは100人とかもっと人数が多いですが、この地域密着型は小規模で定員が29名以下で川西市民しか入所できないのが特徴です。大きな特養と言われているのは市外の方も入所可能です。その違いがあります。少し堅苦しく書いておりますが、小規模の特養と考えていただければ良いです。

上に記載している定期巡回は入所施設ではなくて、訪問する施設です。

委員

採算が取れないのではないかと。需要があるかどうかわからないのに、待機しておかないといけない。

それだけ対応力が難しい。もともと深夜に時間がある何らかの業務をしている人が、そこからスタッフが対応。

川西南も川西も「×」になっているがそこはそういう施設があるということか。

サービス付き高齢者専用住宅などに付加させておくところに入っている人たちに24時間のサービスができる。

部会長

基本の基本なのですが、今日の資料の1ページ目に「令和元年度 第1回川西市介護保険運営協議会」と書かれています。あくまでもおおもとは、介護保険の協議をするものです。介護保険というのは、3年ごとに計画を立てまして、その立てたものを3年間続き、その間いろいろと議論をし、また3年のちには新しい介護をやる。それがまず、大きなおおもとを国が法律で決めています。

財源をどうしようとかいろいろなことを決めています。その下に都道府県がありますが、実際に介護保険を運営するというか実際に行うのは市町村です。北海道から沖縄まで1700ある。市町村によってきめ細やかな介護保険をやっているところもあるし、おおざっぱな介護保険内容のところもある。しかし、一番市民の関心は保険内容がどういうものかではなく、保険料がいくらなのかにかしか目がいかない。川西市でも高齢化率が高いし、保険料がもう少し高くてもいいのではないかと。

保険料は、川西市は比較的高齢化の割には抑えられている。ありがたいことですが、市民の方々が使われる量を勘案してのことですが。おもとは介護保険料のことですが、介護保険は一期 3 年でしょ。だんだん制度が上乘せ、上乘せで、私なんかもわからないことがあります。必死で調べています。必ず 3 年ごとに市の方ではこの 3 年間このように介護保険をしますと詳しく書いた内容のものを市民対応でちゃんと冊子を作ってあります。その冊子の裏の方には、用語の説明が書かれていますので、もしお持ちでなければ市の方に申し出てください。

いろんな委員さんが集まって、あらゆる角度から議論を重ねて作っていくものです。しかし、「保険料いくらや。」にしか関心がない。市町村によっては、大変苦しい市町村もございます。他の市町村と合併して行っているところもあります。市民の声を聴きながら介護保険を作っています。

だんだん言葉も難しくなっています。長い、長い言葉です。私も法律をやっていましたが、言葉の長さには閉口します。何を言っているのかわからないような長い言葉もあります。そのたびに読み返しています。慰めみたいなことを言っているかもしれませんが、今後ともご協力の方よろしく願いいたします。

今は、協議させていただいているのは、協議事項 2 のところでございます。いかかでしょうか。何か他にはご意見ないでしょうか。

委員

今、川西市の方では、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の施設はいくつあるのかと「地域密着型老人福祉施設」が川西市内でいくつあるのかどの地区にいくつぐらいあるのかを教えてくださいたいです。

部会長

お答えいただけますね。

事務局

川西南圏域の方に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が 1 か所、川西圏域の方に「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」が 1 か所ございます。

委員

定期巡回型の施設が川西南に 1 か所、地域密着型の老人福祉施設が川西に 1 か所ということでしょうか。

事務局

細かく言いますと、定期巡回が南花屋敷にございます。それと、小規模特養が小花にございます。

部会長

ということでしょうか。

委員

今回緑台の方で、密着型の生活介護の方を募集ということで、ほかの地区にはないのだけれども、緑台の方でというのは何かあるのでしょうか。

事務局

地域密着型小規模特養は川西に一か所なのですが、それ以外の所は、大規模特養がございまして、そこでカバーしているということで、緑台だけが特養がないということで今回公募しようとするものです。

先ほど委員様からもご意見をいただきましたが、今後資料をそろえる時にサービスが少しわかりにくいので、もう少しわかるようなイメージのものを余分につけまして、改善していきたいと考え

ますのでどうかご理解いただきたいと思います。

部会長

そのようなご配慮をしていただければ、感謝申し上げます。よろしくお願いいたします。

委員

川西南が、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の施設ですが、これは実際に地域に生活されている方に向けてのサービスということによろしいですか。

事務局

基本はそうでございますが、ただ、実態としては賃貸の老人の方のマンションみたいなところがありまして、そちらに行っているというのが現状でございます。私どももそこに行くのは当然良いとしても、地域の方にも行ってくださいと話をしているところでございます。

委員

指導の方はしていらっしゃるという現状ですね。

部会長

合わせて申し上げますと、例えばこの計画ですが、新しい特養を来年度造ろうとする場合、公募をします。応募がありますね。その場合、どこで建てるのか、どの場所で造りますかという場合がありますね。その時は委員が見に行くのですよ。このような委員会はないですよ。内容的なややこしいことは、ほとんどは行政と役員だけでやっています。このような委員会には回ってきません。現地に行くというような委員会、審議会はございません。私はここに関わらせていただいてもずいぶん長くなりますが、いくつかの市町村にも関わらせていただいておりますが、たいていは、事務局だけで原案を作って、ここで建設しますとわかってから委員さんに伝えていきます。そのため、どこにあるか市民がわからない、どういうふうな状況の所かわからない、寂しいそうなのかわからない。必ず委員さん全員が現地に行く、見に行くというところを評価してあげてほしいです。

それでもわかりにくいというのは、そのとおりだと思います。非常に分かりにくいです。国の役員さんでもわからないなとっておられます。新しい制度が入ってくるし、言葉が長いということですね。

ご意見承っておきます。なるべくわかりやすく説明を今後ともさせていただきます。

他にご意見等はございませんか。いかがでしょうか。

ただいま、事業者の公募につきましてのご説明をいただいた後、ご意見を頂戴いたしました。

先ほど言い忘れたとかいうことがありましたらそれでも結構です。

今のところ、協議事項の2までが、終わりましたが、公募につきましてはこれでよろしいですか。

それでは、事務局の方から今後のスケジュールについてご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

事務局

今年度開催予定の運営協議会及び部会の概ねのスケジュールなのですが、先ほど施設の公募要項にもございましたけれども、全体の運営協議会を9月頃にさせていただきたいというふうに考えております。合わせてその時に、もう一つの部会であります生活支援体制整備部会を合わせて行っていただきたいと考えております。

また、先ほど公募要項の中でもご説明させていただきましたけれども、こちらの部会、施設部会を12月下旬に開催させていただきたいというふうに思っております。また、2~3月にかけて全体会議と生活支援体制整備部会を予定し、全体会議を2回、それぞれの部会を2回ずつ今のところ予定し

ております。また、細かい日程につきましては、もう少し時期が近づいてきましたら、改めてご案内をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

委員

予定をできるだけ早めに連絡してほしい。結構ぎりぎりに連絡をいただいても、先に予定が入っていたら、そちらの方を優先してしまうこともありますので。

事務局

申し訳ありません。できるだけ早く日程調整するように努めさせていただきます。

委員

前回に、「看護小規模多機能型居宅介護」のお話があったのですが、現地見学に行けてないのですが、もうそろそろ形になってくるのかなとそこを通るたびに見ているのですが、まだ形はできてきてないのでしょうか。

事務局

基礎ができた状況です。

委員

いつまでの予定ですか。

事務局

9月末に建物ができあがる予定で、その後開設準備をしまして、今年度中に事業が開始というようなスケジュールです。

部会長

何かご意見ございませんか。

委員

この間、お話では、高齢化している割には保険料が安い。安いということは利用者が少ないということですね。その理由が元気な高齢者が多いとのことであるが、本当にそれだけなのか。利用者が認定申請をされていないのではないですか。単純に、保険を使っている割合が少ないのは、健康な高齢者が多いと結びつけて良いものかすごく気になります。

部会長

高齢化率が高いわりに、安いですからね。

保険というのは自分がかけているものでもありますし、利用する権利があるので遠慮はないと思いますけどね。

委員

それはないと思いますが、サービスを利用したら自己負担が増えますので、経済的な理由から控えている方もおられるのでは。「もう少しサービス入れられるよ。」とお話ししても、利用限度額までサービスを受けていない方も知っています。初めから、お金がかかるので、認定審査を受けないという人を確認することは難しいですね。

部会長

最終は利用者の意思ですね。市民の方に強制できませんからね。

事務局

そのあたり、本当に元気な高齢者が多いのか、エビデンスはとれない状況です。私の私見ですが、川西市はベットタウンとして、大阪の方に働きに行くという近郊型のベットタウンとして開発されてきました。ベットタウンとして開発されたということは、一戸建てが多いということがございま

して、一戸建てに入居するという方は、たいてい家族で入居し、その家族で入居された方々が、成長に伴い子どもたちは家を出ていく。そうすると、夫婦で残る。国勢調査の結果からも、川西市は、65歳以上の夫婦の率は全国で高い方です。夫婦で生活しているとお互い助け合いますので、介護保険のサービスの利用に至っていないのではないかと考えられます。

次に、会社員の方が多かったため、会社の定期健康診断などを受診している方が多いと思われる。そのため、健康意識が高いのではないかと考えられます。退職後も人間ドックや定期検診を受けたり、かかりつけ医がおられるなど、健康意識が高いのではないのでしょうか。

また、もう一つは、厚生年金を受給しておられる方が多く、厚生年金を受給されているというのは、ある程度所得が高い。所得と健康格差について、所得が高い人は健康であると大学の先生が書いておられるものもございます。

背景だけなのですが、そういったことから、川西の成り立ちであったり、家族構成などにより今のところ川西市は健康な高齢者が多いのではないかと。ただ、川西市の男性の平均寿命が83歳ぐらいで、今、団塊の世代の方が83歳ぐらいになった時に、未亡人の方が増えてくるのではないのでしょうか。そうすると、介護認定率ももっと増えるのではないかと分析しているところです。

ただ、委員がおっしゃるように、エビデンスとしてもっと調べていかなければならないと思っ

ているところ

部会長
ご丁寧なご説明ありがとうございました。

10年後を考えたら、かなりの数になるのでしょうか。日本全体の問題でしょうけれども。

各委員様何かございますか。

委員

思うところは、いろいろあるのですが、次回まとめて質問したいと思います。

委員

委員になって、大変勉強になるなと思っています。今後は、介護保険の認定を受けて、つながってはるのかな、最終的には、近所でつながっていく、みんなの目で見えていくのが肝心なのかなと思います。女性の一人住まいも増えています。高齢でどちらかの方が施設入所し、一人暮らしの方や空き家なども増えてきています。今までいただいた資料も見ながら勉強しないといけないなと思っています。用語とかなかなか理解できないのです。

部会長

率直なご意見ありがとうございます。わからないことはわからないと言ってください。制度も変わって、なおかつ深みに入っていますので、3年ごとに改正されることや介護保険料は、市町村ごとに決める。その間にいろいろな事情があるということ、比較的川西は安いということです。

委員

3年ごとに変わるとのことですが、今年は何年目ですか。

部会長

2年目です。

委員

母が認知症になって、その時はいろいろと調べ、理解していたつもりなのですが、亡くなってか

ら8年ぐらいたって、その間に、こんなにいろいろな施設が、アッという間に増えていることがわかりました。今の方は、幸せだなと思います。認知症の方の入所できる場所は、その当時2か所くらいしかなかったように思います。1年くらい待ってやっと入れました。その時は苦労しました。手厚くしてくれる施設がたくさんできたと勉強になります。

部会長

個人的なことになりますが、40階建ての高層マンションに住んでいて、1,000人くらいおられますが、今年で20年になり、最初は若い人が多かったのですが、20年もたちますと、今本当に高齢者が増えました。そのため、マンション内で介護保険の勉強をしようかということになりました。都会も高齢化しています。高齢化という問題は大きな問題です。介護保険ができた時から関わっていますが、ずいぶん変わってきています。委員の皆様も頭を煩わすほど制度が複雑化していますが、今後ともご協力よろしくお願いたします。

では、事務局の方から何か追加などはございませんか。

事務局

特にありません。

部会長

それでは、本日の協議会は以上をもちまして閉会といたします。

本日も貴重なご意見いただきありがとうございました。

以上